

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 2 3 日

学 校 法 人 宝 珠 学 園

理 事 長 新 丸 和 也 殿

監 事 飯 野 嘉 雄

監 事 杉 前 雄 彦

私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 16 条の規定に基づき、学校法人宝珠学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む）・資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む）・事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む）からなる計算書類および理事の職務執行について監査を行った結果、両名の一致した意見として次のとおり報告する。

1. 令和 5 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における計算書類すなわち貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む）・資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む）・事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む）は適正に作成されているものと認める。
2. 理事の職務執行に関して、指摘すべき不正行為、または法令もしくは寄付行為に違反する事実は認められなかった。

以 上